

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和6年2月16日(金)		開催場所	ときわ会館 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時00分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	出席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	欠席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	欠席
11	浅子 幹夫	出席				
事務局	事務局長	星野 公男	農地調整課課長補佐兼農地調整係長	北村 経史	農地調整課主任	鈴木 喜菜
	事務局次長	酒井 利和	農業振興課課長補佐兼農業振興係長	桑原 和也	農地調整課主任	長谷川 英理子
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉	農地調整課主事	藤田 亮輔
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主査	陸名 秀治	農地調整課主事	押野 岳大
議案	議案第100号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第101号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第102号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第103号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第104号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第105号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第106号	農業の用に供した旨の証明願（特定貸付）について				
	議案第107号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について				
議案第108号	特定農地貸付け承認申請について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>・農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）について</li> <li>・農地法第6条の2第1項の規定による報告（一般法人）について</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による解約通知について</li> <li>・2a未満農業用施設の届出について</li> </ul>					

<p>1 開 会 浅子会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和6年2月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「発言の際のマスク着用」については任意といたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 浅子会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名のうち中村委員、西澤委員が欠席していますので出席委員は19名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 浅子会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号1番 富田 委員 議席番号2番 小泉 委員 を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。議案第100号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、事務局議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>番号1番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  申請地は、県立大宮光陵高校の北西200mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。  通作距離は10mです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、トマト、ジャガイモの予定で問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号2番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>
菅間委員	<p>番号2番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  申請地は、市立指扇保育園の西400mに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。  通作距離は700mです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、ネギ、キュウリの予定で問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号3番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>
菅間委員	<p>番号3番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  申請地は、市立指扇保育園の西400mに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。  通作距離は700mです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、ネギ、キュウリの予定で問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号4番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員	<p>番号4番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  申請地は、市立城南小学校の東1.4kmに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。  通作距離は50mです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。  作付計画は、コマツナ、ネギの予定で問題ないものと思われます。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号5番、川通地区、井原委員議案説明をお願いいたします。</p>
井原委員	<p>番号5番についてご説明いたします。        申請者、申請地は議案書記載のとおりです。        申請地は、市立川通小学校の南東1.6kmに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。        通作距離は40mです。        譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。        作付計画は、ネギ、ニンジンの予定で問題ないものと思われます。        以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号6番、柏崎地区、本田委員議案説明をお願いいたします。</p>
本田委員	<p>番号6番についてご説明いたします。        申請者、申請地は議案書記載のとおりです。        申請地は、市立柏崎小学校の南900mに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。        通作距離は100mです。        譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。        作付計画は、コマツナの予定で問題ないものと思われます。        以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>以上、議案第100号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号2番及び番号3番について質問します。譲受人の耕作状況や申請の経緯を教えてください。</p>
事務局	<p>譲受人は兼業農家です。また、本案件については、高齢で遠方に居住している譲渡人が農地の管理を続けることが難しくなったことから、申請地の隣地で農業を行っている譲受人に、農地を管理してもらいたいとの意向があったと聞いております。</p>
議長	<p>他に質問はありますか。        質問がないようですので、採決に入りたいと思います。        議案第100号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議長	<p>総員賛成であります。議案第100号について、許可することと決定いたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第101号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、馬宮地区、金子委員議案説明をお願いいたします。</p>
金子委員	<p>番号1番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農用地区域外です。  申請地は、市立馬宮西小学校の南西400mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  転用目的は住宅敷地です。  申請理由は、申請地は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号2番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>番号2番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農用地区域外です。  申請地は、市立片柳小学校の北東360mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は貸駐車場です。  申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、番号3番、土合地区、清水孝洋委員議案説明をお願いいたします。</p>
清水孝洋委員	<p>番号3番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農用地区域外です。  申請地は、市立新開小学校の南東670mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  転用目的は住宅敷地です。  申請理由は、申請地が線引き前より住宅敷地として利用されてきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  以上、議案第101号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号3番について質問します。線引き前から住宅敷地として利用していることは申請の時点で確認しているのでしょうか。</p>

事務局	都市計画法所管課が、航空写真や登記簿謄本等から確認しております。
議長	他に質問はございますか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。  議案第101号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総 員 賛 成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第101号について、許可することと決定いたします。

議長	<p>続きます。議案第102号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、植水地区、事務局議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>番号1番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農振農用地です。  申請地は、市立植水中学校の南東670mに位置する農振農用地です。  転用目的は農地改良です。  申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はネギ、ジャガイモ、サツマイモ、ミカンです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きます。番号2番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>
菅間委員	<p>番号2番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農振農用地です。  申請地は、北部配水場の南東340mに位置する農振農用地です。  転用目的は農地改良です。  申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はコマツナ、ホウレンソウ、サツマイモです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きます。番号3番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>
菅間委員	<p>番号3番についてご説明いたします。  申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  農振法は農用地区域外です。  申請地は、指扇病院の西70mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  転用目的は駐車場です。  申請理由は、現在、市内で病院を運営しているが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たに駐車場として利用するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、影響はありません。  以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きます。番号4番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>

菅間委員

番号4番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  
農振法は農用地区域外です。  
申請地は、指扇保育園の北西80mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は資材置場及び駐車場です。  
申請理由は、現在、市内で建設業を営んでいるが、事業拡大に伴い、申請地を新たに資材置場及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、影響はありません。  
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号5番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号5番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  
農振法は農振農用地です。  
申請地は、さいたま市立病院の北東1.0kmに位置する見沼田圃内の農振農用地です。  
転用目的は農地改良です。  
申請理由は、申請地は低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。作付け計画はツツジです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、影響はありません。  
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号6番、大門地区、石井委員議案説明をお願いいたします。

石井委員

番号6番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  
農振法は農用地区域外です。  
申請地は、うらわフェニックス一般廃棄物最終処分場の東200mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は駐車場です。  
申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから申請地を新たに駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、影響はありません。  
以上、ご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号7番、新和地区、小泉委員議案説明をお願いいたします。

小泉委員

番号7番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は議案書記載のとおりです。  
農振法は農用地区域外です。  
申請地は、市立新和小学校の北西170mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は自己用住宅です。  
申請理由は、市内で両親と同居しているが、手狭であることから、父所有の農地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、影響はありません。  
以上、ご審議のほどお願いします。



議長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号8番、和土地区、富田委員議案説明をお願いいたします。</p>
富田委員	<p>番号8番についてご説明いたします。        申請者、申請地は議案書記載のとおりです。        農振法は農用地区域外です。        申請地は、市立城南小学校の北東1.3kmに位置する道路によって区画された        街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。        転用目的は資材置場及び駐車場です。        申請理由は、現在、市内で土木工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車        場を返却することから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するため        です。        その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。        周辺農地へは、影響はありません。        以上、ご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。        以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。        質問がないようですので、採決に入りたいと思います。        議案第102号について、賛成の委員の方の挙手を求めます。</p>
各委員 議長	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございます。        議案第102号について、許可することに決定いたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第103号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。</p> <p>先に番号8番を審議いたします。</p> <p>この案件は、小川委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議いたします。小川委員は審議終了まで退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">—小川委員退席—</p> <p>番号8番、片柳地区、事務局議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>番号8番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の再設定3年間の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。</p> <p>作付計画は、植木、苗木です。</p> <p>申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.6kmです。</p> <p>特に問題はないものと思われま。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第103号番号8番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第103号番号8番について、許可することと決定いたします。</p> <p>それでは、小川委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—小川委員入室—</p>
議長	<p>引き続き議案審議に入ります。番号1番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>

菅間委員	<p>番号1番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、イタリアンライグラスです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.5 kmです。  特に問題はないものと思われます。  御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号2番、指扇地区、菅間委員議案説明をお願いいたします。</p>
菅間委員	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号2番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、イタリアンライグラスです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.7 kmです。  特に問題はないものと思われます。  御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号3番、大砂土地区、長島委員議案説明をお願いいたします。</p>
長島委員	<p>番号3番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  特に問題はないものと思われます。  御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして番号4番、大砂土地区、長島委員議案説明をお願いいたします。</p>
長島委員	<p>番号4番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  特に問題はないものと思われます。  御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議長

ありがとうございました。  
続きまして番号5番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。

小川委員

番号5番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われます。  
御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして番号6番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。

小川委員

番号6番についてご説明いたします。  
使用賃借権の新規設定8年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は17.0kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして番号7番、片柳地区、小川委員議案説明をお願いいたします。

小川委員

番号7番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.2kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして番号9番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号9番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、植木、苗木です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.6kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして番号10番、三室地区、西形委員議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号10番についてご説明いたします。  
使用賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われます。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号11番、野田地区ですので私が議案説明をします。

番号11番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、トウガラシです。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は6.2kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして番号12番、川通地区、井原委員議案説明をお願いいたします。

井原委員	<p>番号12番についてご説明いたします。  賃借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、ネギです。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は300mです。  特に問題はないものと思われます。  御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>番号13番、河合地区、関根委員議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>番号13番についてご説明いたします。  使用賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、水稻です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は400mです。  特に問題はないものと思われます。  御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。  番号8番を除く議案第103号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議長	<p>総員賛成ですので、番号8番を除く議案第103号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第104号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。 番号1番を審議いたします。 この案件は、金子委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件です。</p> <p>金子委員は審議終了まで退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">—金子委員退席—</p>
議長	番号1番、馬宮地区、事務局、議案説明をお願いいたします。
事務局	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われまます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	相続税の納税猶予との兼ね合いについて教えてください。
事務局	相続税の納税猶予に関しては、直近の過去3年間に農業を行っていたことの証明であります。また、同じ世帯の方が農業経営を続けるのであれば問題はありませぬ。
議長	<p>他に質問はありますか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第104号番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	— 総員賛成 —
議長	<p>総員賛成でございます。 議案第104号番号1番について、認定することと決定いたします。</p> <p>それでは金子委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—金子委員入室—</p>

<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第105号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番の案件は、金子委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、金子委員には審議終了まで退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—金子委員退席—</p>
<p>議長</p>	<p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の番号1番をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第105号番号1番の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございますので、議案第105号番号1番の案件について、原案どおり証明することといたします。</p> <p>それでは、金子委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—金子委員入室—</p>
<p>議長</p>	<p>番号1番を除く番号2番から番号14番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>番号1番を除く議案第105号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございますので、番号1番を除く議案第105号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>



議長	<p>続きますして、議案第106号、農業の用に供した旨の証明願（特定貸付け）について審議いたします。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第106号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございますので、議案第106号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第107号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>番号1番、大砂土地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>48ページをご覧ください。この案件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得する農地を、市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)にある「賃借権の設定等を受ける者」に貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものです。</p> <p>49ページをご覧ください。こちらが、市農業政策課が作成した「農用地利用集積等促進計画(案)」です。</p> <p>こちらの案件は、農地中間管理機構から借受人に対し、賃借権で6年間貸し付けるものです。</p> <p>貸付の対象となる農地は、33ページの議案第103号番号3番及び34ページの議案第103号番号4番において、埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得するための利用権設定について、承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては、50ページの補足資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>48ページをご覧ください。この案件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得する農地を、市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)にある「賃借権の設定等を受ける者」に貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものです。</p> <p>49ページをご覧ください。こちらが、市農業政策課が作成した「農用地利用集積等促進計画(案)」です。</p> <p>こちらの案件は、農地中間管理機構から借受人に対し、賃借権で10年間貸し付けるものです。</p> <p>貸付の対象となる農地は、35ページの議案第103号番号5番において、埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得するための利用権設定について、承認いただいたものです。</p> <p>借受人の農業経営状況等につきましては、51ページの補足資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号3番、三室地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>48ページをご覧ください。この案件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得する農地を、市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）にある「賃借権の設定等を受ける者」に貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものです。        49ページをご覧ください。こちらが、市農業政策課が作成した「農用地利用集積等促進計画（案）」です。        こちらの案件は、農地中間管理機構から借受人に対し、使用貸借権で10年間貸し付けるものです。        貸付の対象となる農地は、40ページの議案第103号番号10番において、埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得するための利用権設定について、承認いただいたものです。        借受人の農業経営状況等につきましては、52ページの補足資料に記載のとおりです。        以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。        以上で説明が終わりました。        ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第107号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。        議案第107号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第108号、特定農地貸付け承認申請について審議します。</p> <p>番号1番、大砂土地区、長島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
長島委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 市民農園を開設する者、土地所有者、申請地の所在、地番等は議案書記載のとおりです。 申請地は、県立大宮商業高校の北100mに位置する市街化区域内の農地です。 申請目的は、農業者以外の者が野菜づくりを通じ、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めることを目的とするものです。 貸付農地は、22.44～194.25㎡の区画が18区画を計画しております。 貸付期間は3年です。 募集方法、申込方法及び選考方法等は議案書記載のとおりです。 現地立ち合いを実施しており、特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりましたので、質問等のある方は挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>特定農地貸付の申請について、土地所有者が市民農園を開設する者として申請することが必要なのでしょうか。また、使用貸借権ということで間違いないのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請者については、必ずしも土地所有者と市民農園を開設する者が一致する必要はありません。また、使用貸借権ということで確認しております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第108号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。 議案第108号について承認することと決定いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。  続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございました。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>お手元の資料をご覧ください。  令和6年1月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。  農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。  農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。  農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p> <p>農地法第6条の2第1項の規定による報告（一般法人）について  農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。  2a未満農業用施設の届出でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。  意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。  ないようでございますので、その他に何かございますでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言  本田会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。  これもちまして、令和6年2月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>